

# 今治市都市計画総括図 2


令和六年三月印刷

用途地域別の建築物の用途制限	用途地域												備 考	
	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	特別工業地区	駐車場整備地区	臨港地区	防火地域	準防火地域		
柱状等以外の建築物の用途制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等以外の建築物の用途制限あり
柱状等の床面積が 150㎡以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等の床面積が 150㎡以下のもの
柱状等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの
柱状等の床面積が 500㎡を超え、1,000㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等の床面積が 500㎡を超え、1,000㎡以下のもの
柱状等の床面積が 1,000㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等の床面積が 1,000㎡を超え、3,000㎡以下のもの
柱状等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等の床面積が 3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの
柱状等の床面積が 10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	柱状等の床面積が 10,000㎡を超えるもの
事務所等の床面積が 150㎡以下のもの	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事務所等の床面積が 150㎡以下のもの
事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事務所等の床面積が 150㎡を超え、500㎡以下のもの
事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事務所等の床面積が 500㎡を超え、1,500㎡以下のもの
事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの
事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの
ホテル、旅館	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	ホテル、旅館
ホースリング、スノーボード、水泳場、ゴルフ練習場、パティオ施設等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	ホースリング、スノーボード、水泳場、ゴルフ練習場、パティオ施設等
カラオケボックス等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	カラオケボックス等
劇場、ばちこ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	劇場、ばちこ屋、射的場、馬券・車券販売所等
劇場、映画館、演習場、競馬場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	劇場、映画館、演習場、競馬場
キャナル、ダンスホール、ダンスホール、遊園地等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	キャナル、ダンスホール、ダンスホール、遊園地等
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	幼稚園、小学校、中学校、高等学校
大学、高等専門学校、専門学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	大学、高等専門学校、専門学校等
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	図書館等
遊園地、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	遊園地、一定規模以下の郵便局等
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	神社、寺院、教会等
病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	病院
公衆浴場、診療所、保健所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	公衆浴場、診療所、保健所等
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	老人ホーム、福祉ホーム等
老人福祉センター、児童厚生施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	老人福祉センター、児童厚生施設等
自動車教習所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自動車教習所
乗合自動車（付随事業を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	乗合自動車（付随事業を除く）
乗合タクシー自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	乗合タクシー自動車
バス（15名を超えるもの）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	バス（15名を超えるもの）
バス、乗合自動車、タクシー、貸車、自転車、自動車等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	バス、乗合自動車、タクシー、貸車、自転車、自動車等
危険性や環境を悪化させるおそれ少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	危険性や環境を悪化させるおそれ少ない工場
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場
危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場
自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	自動車修理工場
火災・自燃、刀刃などの危険物が保管・利用される	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	火災・自燃、刀刃などの危険物が保管・利用される
量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	量が少ない施設
量が中程度の施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	量が中程度の施設
量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	量が多い施設
卸売市場、火葬場、ご畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	卸売市場、火葬場、ご畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等
積 率 (%)	60	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	積 率 (%)
建 蔽 率 (%)	50	100	100	60	60	60	60	60	60	60	60	60	70	建 蔽 率 (%)

注1 本表は、建築基準法第三節の規定であり、すべての制限について掲載したものではありません。  
 ※印を付した積率および建蔽率は一部の地域です。

凡 例	
市街化区域	市街化区域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第一種中層住居専用地域	第一種中層住居専用地域
第二種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
特別工業地区	特別工業地区
駐車場整備地区	駐車場整備地区
臨港地区	臨港地区
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
都市計画道路	都市計画道路
都市計画都市高速鉄道	都市計画都市高速鉄道
土地区画整理事業	土地区画整理事業
地区計画	地区計画

注1 特別工業地区については建築物の高さの制限が異なります。  
 注2 防火および準防火地域を除く用途地域内には建築基準法第22条第1項の規定があります。



1:10,000

本図は令和六年三月現在資料に基づき作成したものであり、(注)この図面に表示する都市計画の位置、区分等は、おたがの場所を示すものである。(詳細は今治市建設部都市計画課にお問い合わせください。)

株式会社バスコ調製

今治市